

重 度
自閉症

障害者階段から転落死

と主張

「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」 損害保険会社



(晃平君、最後の家族旅行となりました。)

.....運動資金にご協力を.....

口座名 (郵便局)

伊藤晃平君裁判を支援する会

口座番号

00830-5-19

8160

皆さまのご支援をお願いします。

このように、障害者は、「損害賠償の一つである逸失利益はゼロ円だよ」という事件が名古屋でもおきています。
伊藤晃平君裁判は、障害者や高齢者、小児の命の代償に平等と尊厳を実現することが真の願いです。

M 法人……施設内で転落死が発生しました。
A 損保……それは大変だ！
M 法人……重度の知的障害者ですが
A 損保……ああそれなら、損害賠償(逸失利益)はゼロが判例だから
A 損保……障害者は生きていても社会的に利益のない人だから
M 法人……エッ？ 葬儀代102万余円を払ったが
A 損保……多すぎるよ。相殺請求します
A 損保……健常者と同じようなら、今までの法理論が破綻する
M 法人……ウン！
M 法人……裁判を起こされましたが
A 損保……弁護士は、私どもの弁護士が対応します。おたくの顧問弁護士、ダメでいいよ

障害者の命の代償に

平等と尊厳をもとめて

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて

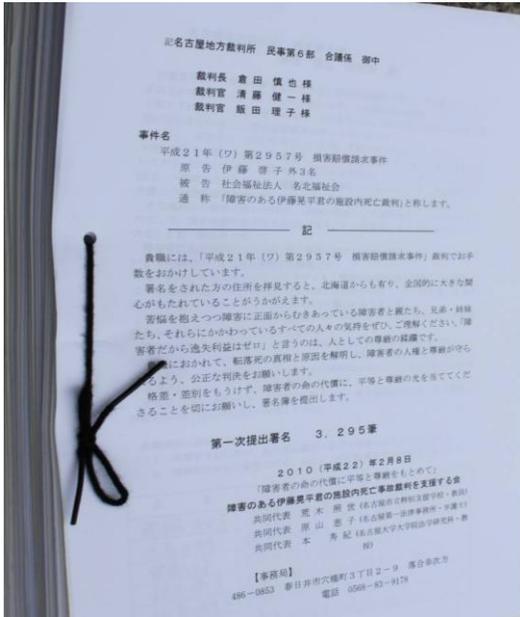
2010 (平成22) 年2月21日

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会ニュース No6

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて

損害保険会社
と
社会福祉法人

「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と主張



3,296 筆の署名提出

2月8日、名古屋地方裁判所へお寄せいただいた署名、3,295 筆を提出しました。署名は、北海道～九州まで全国的に寄せられています。

- ★ 重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(名古屋市守山区・十五歳)は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人M福祉会のWでショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。
- ★ 入所の面接時、「手をつないでいなければ走行中の車でも向かっていきます。なにが危険か理解できません。二十四時間の見守りが必要である。部屋にはカギをかけてください。」等の趣旨を話し、ショートステイをお願いしました。卒業したら働くための経験としてショートステイを3回目の利用でした。
- ★ しかし、晃平君は、トイレへ行こうと、就寝していた二階の部屋を一人で出てしまいました。晃平君が開けたドアは、トイレのドアではなく、真つ暗な階段室のドアでした。
- ★ 晃平君は、そのまま一階まで階段を転落し、わずか十五歳で帰らぬ人となりました。部屋も階段室もドアにはカギはかかっておらず、介護人もそばにいて声をかけたにもかかわらず、晃平君を止めることができませんでした。
- ★ M福祉会は、話し合いを求めても会議中とか弁護士が対応するとか、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。
- ★ 損害の話し合いに来たのは保険会社だけでした。A損害保険会社の担当者は、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言っていて、慰謝料は払うが、逸失利益はゼロだと言っています。M福祉会も同様でした。障害者の命の代償は、こんなものでしょうか？

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて
不本意ながら、裁判となりました。

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて

2010(平成22)年2月21日

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会ニュース No6

486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 T&F 0568-83-9178 E-メール ochiai-yukitsugi@mopera.net

郵便口座 口座名称:伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号:00830-5-198160